

令和5年度

## 監査結果に基づく措置

監査結果に基づき講じられた措置について、次のとおり通知がありました。

### 磐田市監査委員

#### < 定期監査 >

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(令和5年度第1回報告分) 令和5年1月</p> <p>○自治市民部 地域づくり応援課</p> <p>取り壊した駐輪場について、以前の定期監査にて建物台帳から削除するよう指導したが、今回の定期監査時においても未処理となっている。また、御厨駅周辺の複数の自転車駐車場等については、前年度までに整備したものであるが、建物台帳を作成していない。</p> <p>財産の異動があった場合は、公有財産台帳へ速やかに反映するとともに、財産に関する調書に正しく記載されたい。</p> <p>○自治市民部 スポーツ振興課</p> <p>現金管理において、現金を領収した時はつり銭資金整理簿へ記載し、担当者及び現金出納員による現金残高の確認を毎日行うとともに、速やかに金融機関へ払い込むこととされている。親子ふれあい体育教室参加料について、領収した現金を課内の金庫に保管し、整理簿への記載及び毎日の残高確認のないまま約2週間後に金融機関へ払い込んでいるので、改めて財務諸規程の基本事項を確認し、今後は厳正に管理されたい。</p>	<p>【令和5年3月7日通知受領】</p> <p>今回の指摘事項の原因は、監査時の指導事項について、速やかな対応とその確認を怠ったこと、施設完成後に必要な財産事務手続きについて、確認が不十分であったことにあります。</p> <p>指摘を受け、直ちに建物台帳を確認し必要な手続きを行いました。</p> <p>今後は、課内で情報を共有し、財産異動があった際の事務手続きの徹底を図り、適切な財産管理を行います。</p> <p>【令和5年2月24日通知受領】</p> <p>今回の指摘については、日頃の現金管理意識の欠如が原因です。</p> <p>指摘後、新たに整理簿を備え、現金領収後は、2名以上で確認のうえ速やかに払い込むよう是正しました。</p> <p>今後は、基本事項を改めて確認するとともに、管理監督者による確認を徹底し、厳正な現金管理に努めます。</p>